

令和3年
8月から

【介護保険負担限度額認定制度】 食費の負担限度額等の基準が変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)入所時やショートステイを利用する際の食費と居住費(滞在費)は原則として全額自己負担となりますが、所得の低い方については、食費・居住費(滞在費)の負担を軽減する制度があります。

令和3年8月から、在宅で介護を受ける方との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、認定の対象となる要件や食費の負担限度額等について一部基準が変わります。

主な変更
ポイント

- ①利用者負担段階のうち「第3段階」が年金収入等により細分化されます
- ②年金収入等に応じて預貯金等の資産要件の基準が設定されます
- ③ショートステイ利用時の食費の負担限度額が一部変わります

令和3年(2021年)7月まで

負担段階 利用者	●負担限度額認定の対象となる要件 次の(1)と(2)の両方を満たす方及び生活保護受給者		●負担限度額(1日あたり)					
	(1)	(2)	居住費(滞在費)				食費	
	課税状況の要件	預貯金等の資産要件	介護保険施設・ショートステイ共通				介護保険施設・ショートステイ共通	
		被保険者本人の収入・所得の状況	預貯金等の合計額	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者	老齢福祉年金受給者(注1)	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方			1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

令和3年(2021年)8月から

負担段階 利用者	●負担限度額認定の対象となる要件 次の(1)と(2)の両方を満たす方及び生活保護受給者		●負担限度額(1日あたり)						
	(1)	(2)	居住費(滞在費)				食費		
	課税状況の要件	預貯金等の資産要件	介護保険施設・ショートステイ共通				介護保険施設	ショートステイ	
		被保険者本人の収入・所得の状況	預貯金等の合計額(注2)	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(注3)	多床室		
第1段階	生活保護受給者	老齢福祉年金受給者(注1)	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方			1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
新設 第3段階②	課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方			1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

(注1)老齢福祉年金は、年金制度発足時にすでに高齢であったため、年金を受けることができない方(明治44年4月1日以前に生まれた方など)が受給対象となる年金

(注2)2号被保険者(40歳以上65歳未満の被保険者)は、収入・所得にかかわらず1,000万円以下(単身の場合)

(注3)()内の金額は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室の負担限度額

「市民税非課税」:令和3年度(令和3年8月1日~令和4年7月31日適用分)は令和2年中の所得に対する令和3年度市民税が課税されていないということです。

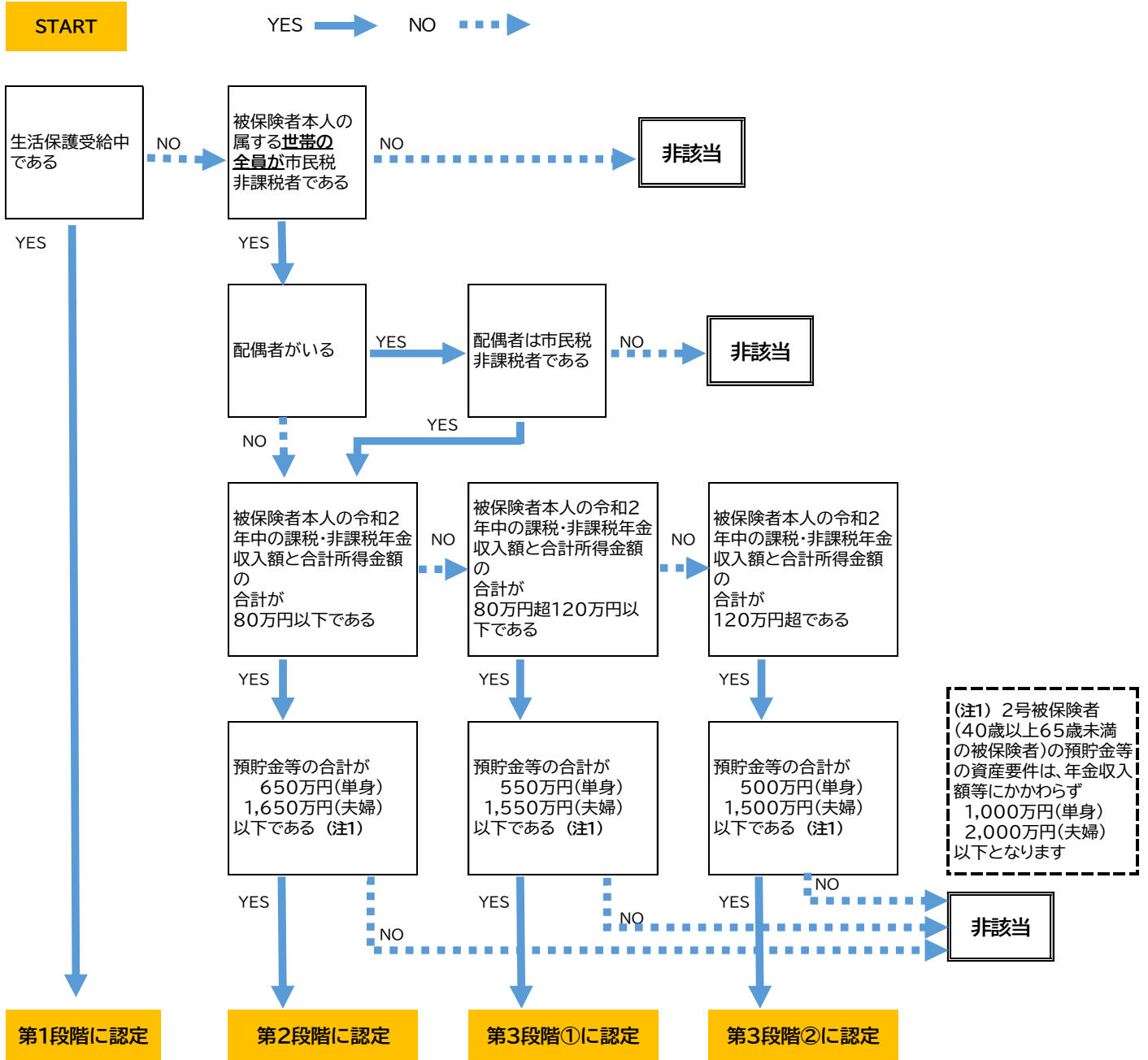
「非課税年金」 :遺族年金、障害年金、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金です。

「合計所得金額」 :収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
なお、本制度ではこの合計所得金額から年金収入に係る所得金額及び土地建物などの譲渡に係る特別控除がある場合は、その特別控除額を差し引きます。

※特別な居室・療養室又は食事の提供にかかわる費用は負担限度額には含まれないため、施設との契約に基づき別途費用がかかる場合があります。☒

※一部、負担限度額が適用されない施設もあります。

令和3年度(令和3年8月1日～令和4年7月31日適用分) 介護保険負担限度額認定要件の確認フローチャート



問い合わせ:八王子市福祉部介護保険課 給付担当
☎042-620-7416